

シニア会員審査委員会規程

(平成 20 年 2 月 18 日 制定)

(平成 26 年 9 月 16 日 改正)

(平成 27 年 4 月 20 日 改正)

(平成 27 年 10 月 27 日 改正)

(目的)

第 1 条 本委員会は、ソサイエティ（理事会で複数サイエティでの共同運営が認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営ごと。以下同じ。）からのシニア会員候補者の推薦を受けて、シニア会員の最終審査、調整を行い、結果を理事会へ報告し、承認を得ることを目的とする。

(組織)

第 2 条 本委員会の組織構成は、選奨委員会と同じとする。

(任務)

第 3 条 委員長は、会務を統括する。

2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

第 4 条 (削除)

(取扱う事項)

第 5 条 本委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。

- イ) 各ソサイエティから推薦されたシニア会員候補者（以下、候補者と称する）が有資格者であるかどうかの審査。
 - ロ) 候補者が、シニア会員の称号を受けるにふさわしい人物であるかどうかの審査。
 - ハ) 各ソサイエティ間におけるシニア会員候補者の重複の解消及び必要な調整。
- ニ) 審査結果の理事会への報告。

(審査手順)

第 6 条 本規程第 5 条で定めた業務を行うための手順は、つぎのとおりとする。

- イ) 各ソサイエティは、10 月 15 日までに、シニア会員候補者リスト（用紙は別に定める）及び関係書類一式を本委員会に送付する。
- ロ) 審査後の最終候補人数はシニア会員推薦規程に従う。
- ハ) 審査結果は、11 月下旬までにまとめ、12 月に開催される理事会へ報告し承認を得

る。

ニ) 下記事項を基準に審査を行う。

ホ) 工学的・科学的先駆者，学会活動推進者，技術開発指導者，あるいは教育者のうち，いずれかの(複数可) 立場での貢献。

ヘ) 本会が関連する技術分野に原則 10 年以上従事しており，本会会員として累計在籍年数 5 年以上の正員，あるいは顕著な業績・貢献が認められる正員を対象とする。

ト) その他審査に必要と思われる事項。

(経費)

第 7 条 本委員会の経費は，学会共通経費とする。

(付則)

本規程は，平成 20 年 5 月 27 日から施行する。

(付則)

平成 26 年 9 月 16 日の改正は，同日から適用する。

(付則)

平成 27 年 4 月 20 日の改正は，同日から適用する。

(付則)

平成 27 年 10 月 27 日の改正は，同日から適用する。